

予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告の 審査区分（税関検査の要否）の通知時期の変更

マニフェスト等による輸入申告（マニフェスト申告）において、不適正な利用が散見されています。特に、予備審査制を利用する際に通知される審査区分（税関検査の要否）の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入する重大な事案も発生しています。税関は、迅速な通関の実現のみならず、より一層厳格な水際取締りに取り組んでいく必要があるため、輸入通関における簡易性・迅速性の提供対象となる者の見直しを行うこととしました。

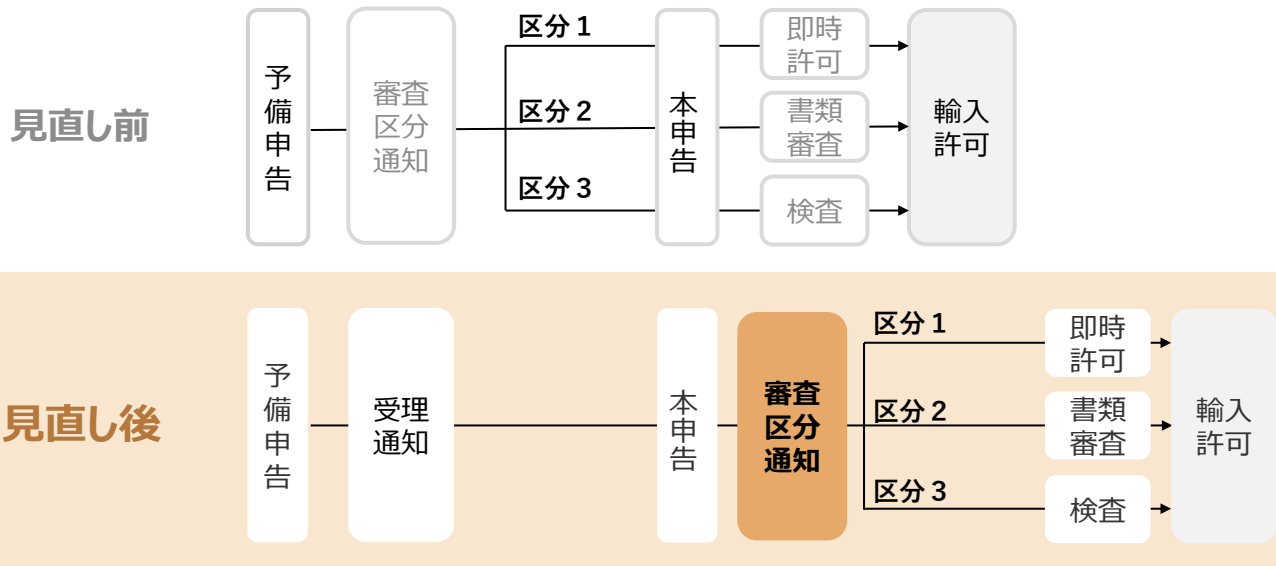
変更点（令和8年7月1日以降実施）

- 予備審査制を利用したマニフェスト申告の審査区分（税関検査の要否）の通知が、**本申告時**になります
- AEO輸入者（特例輸入者）、AEO通関業者（認定通関業者）及び税関長が**適当と認める者**を除く**全ての輸入者・通関業者**が対象です



予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）をNACCSにより提供できると認められる者で、AEO輸入者・AEO通関業者の承認・認定が見込まれる者を指します。その他、現在の通関業務における輸入申告の誤りの発生状況、通関業法に基づく質問又は検査の結果も考慮します。

予備審査制を利用したマニフェスト申告のフロー



今後とも適正な輸入通関の実施にご協力ください。あわせて、AEO制度の利用をご検討ください。

